マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1

読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに 入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2

本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定 した4桁の暗証番号を 入力します。

暗証	番号の	入力
1	2	3
4	5	6
7	8	9
	0	

3

同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報 過去の診療、処方され た薬の情報を医師・薬 剤師に提供します。

お薬情報に関する 情報提供の同意に ついて

同意する ------同意しない ②特定健診情報

メタボ健診 (40~74 歳)や高齢者健診 (75 歳以上)の結果を提供 します。

同意する

4

受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取 りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください



マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの?



より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。



窓口で限度額以上の支払いが不要になります(高額療養費制度)

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、1か月・1医療機関あたりの窓口での自己負担額を抑えることができます。 (申請手続きは不要です)



窓口負担 (例: 3割負担)

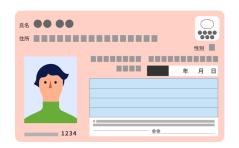


引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

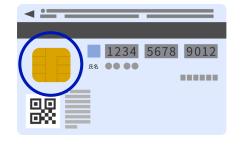
転職や転居等による健康保険証本体の切り替え更新は不要です。

※保険者への届け出は必ず必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になり すまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護に は十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用で きます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。